

袖ヶ浦市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

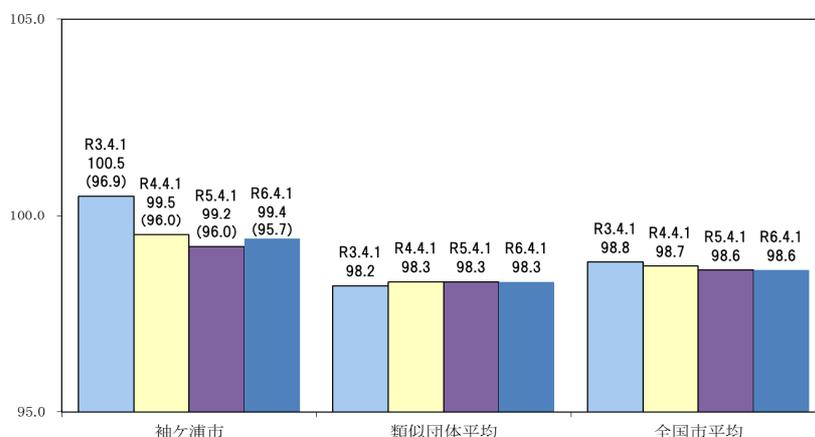
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(令和6年1月1日)	A		B	B/A	4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	66,022	29,197,355	917,419	5,721,600	19.6	18.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	574	2,030,573	658,677	919,575	3,608,825	6,287	6,181

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 令和6年度は国基準16%に対し、本市においては11.9%を支給。
 (実施時期) 平成27年4月1日から実施。人件費適正化の観点から、毎年度支給割合を見直している。
 (参考)

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合		平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	13%	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
袖ヶ浦市の支給割合	10%	10.8%	14%	14.7%	14.9%	11.9%	11.9%	11.9%

	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
国基準による支給割合	16%	16%	16%	16%
袖ヶ浦市の支給割合	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
 55歳以上の昇給停止を実施。(令和5年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ヶ浦市	40.3 歳	311,546 円	409,134 円	384,526 円
千葉県	40.1 歳	306,266 円	411,429 円	359,430 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.7 歳	313,594 円	395,822 円	360,145 円

②教育職(幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
袖ヶ浦市	39.4 歳	309,499 円	386,711 円
千葉県	39.8 歳	347,757 円	414,808 円
類似団体	42.3 歳	319,527 円	373,194 円

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ヶ浦市	35.0 歳	284,348 円	385,295 円	356,623 円
類似団体	38.3 歳	302,620 円	392,377 円	345,720 円

④税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ヶ浦市	36.3 歳	286,558 円	402,094 円	346,808 円
国	41.4 歳	353,051 円	—	429,500 円
類似団体	37.3 歳	285,284 円	382,214 円	321,884 円

⑤福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ヶ浦市	37.1 歳	288,055 円	352,387 円	342,926 円
国	44.1 歳	337,496 円	—	386,299 円
類似団体	39.2 歳	290,640 円	338,057 円	321,912 円

⑥看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
袖ヶ浦市	39.0 歳	302,593 円	395,037 円	362,600 円
国	48.1 歳	325,124 円	—	365,921 円
類似団体	40.7 歳	305,146 円	376,285 円	335,003 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	袖ヶ浦市	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
消防職	大学卒	208,000 円	—	—
	高校卒	181,800 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	271,245 円	359,667 円	401,750 円	393,594 円
	高校卒	— 円	312,800 円	— 円	390,367 円
消防職	大学卒	267,600 円	— 円	—	—
	高校卒	243,600 円	— 円	368,900 円	384,400 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

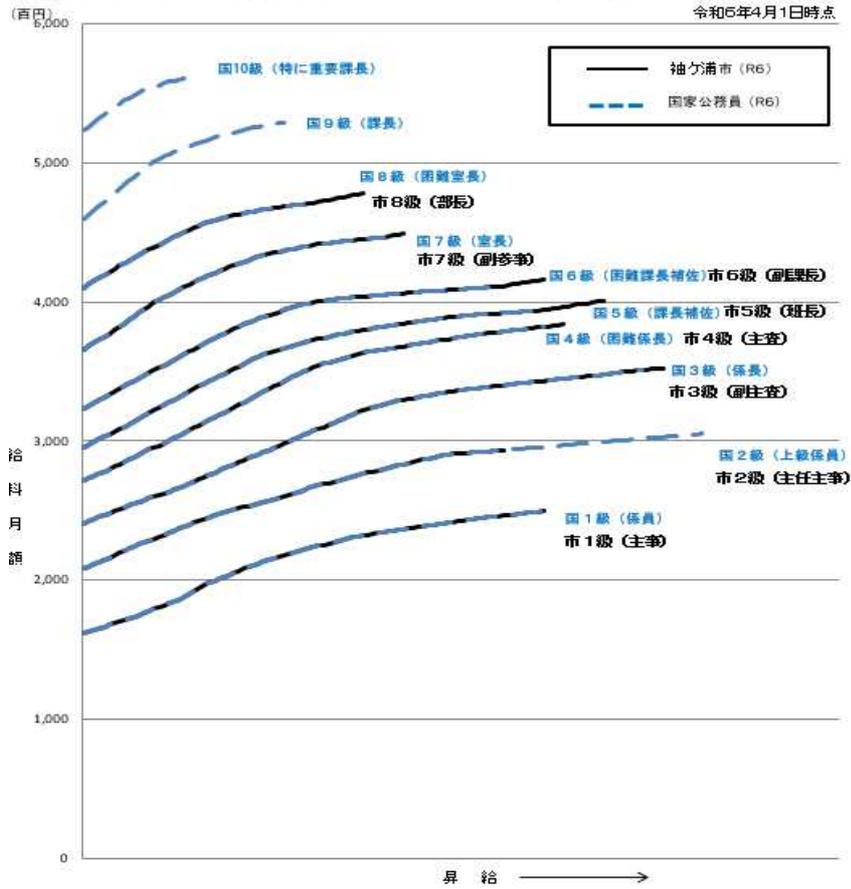
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長、参与	9人	2.5%	410,300円	478,100円
7級	次長、参事、課長、副参事	53人	15.0%	365,500円	448,800円
6級	副課長、主幹	25人	7.1%	323,100円	415,700円
5級	班長、副主幹	40人	11.3%	295,400円	400,600円
4級	主査	86人	24.5%	271,600円	383,600円
3級	副主査	70人	19.8%	240,900円	352,200円
2級	主任主事、主任技師	39人	11.0%	208,000円	293,200円
1級	主事、技師	31人	8.8%	162,100円	249,400円

- (注) 1 袖ヶ浦市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（袖ヶ浦市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年度以降		令和7年度以降	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

袖ヶ浦市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,560 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,691 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(袖ヶ浦市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

袖ヶ浦市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,280 千円	22,823 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		293,706 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		455 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
袖ヶ浦市	11.9 %	646 人	16 %

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)			5,094 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			34,649 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)			21.7 %	
手当の種類(手当数)			26	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納差押手当	滞納差押事務に従事する職員	市税等の差押のため、滞納者の財産の差押を行ったとき	64千円	日額 500 円
市税等徴収事務手当	市税等の徴収に従事する職員	直接納税義務者を訪問して徴収事務に従事したとき	1千円	日額 200 円
保険料徴収事務手当	保険料の徴収事務に従事した職員	直接被保険者を訪問して介護保険の保険料の徴収事務に従事したとき	0円	日額 200 円
使用料等徴収事務手当	使用料等の徴収事務に従事した職員	直接納入義務者を訪問して使用料等の滞納にかかる徴収事務に従事したとき	3千円	日額 200 円
感染症作業手当	使用料等の徴収事務に従事した職員	感染症の補助等あるいは家畜伝染病に汚染した疑いのある物件、場所等の消毒その他の処理作業に従事したとき	0円	日額 500 円
感染症作業手当の特例	消防職員	新型コロナウイルス感染症患者等に接して行う作業又はこれに準ずる作業であつて、規則で定めるものに従事したとき	125千円	日額 1,000 円 (新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円)
結核作業手当	結核に感染する事務に従事した職員	結核の検診、結核に汚染したものを結核患者に直接する事務に従事したとき	0円	日額 400 円
精神障害者作業手当	精神障害者に関する事務に従事した職員	精神障害者の鑑定・立会又は護送に従事したとき	0円	日額 400 円
犬取扱作業手当	犬を取扱う作業に従事した職員	狂犬病の予防注射・犬の捕獲などの作業に従事したとき	5千円	日額 400 円
下水道処理等作業手当	下水道処理等に従事した職員	下水の清掃又は汚水漏れ処理等不慣れな作業に従事したとき	0円	日額 400 円
清掃作業手当	清掃作業に従事した職員	汚物の収集及び運搬、道路等に放置された動物の死骸の処理に従事したとき	1千円	日額 500 円
毒物取扱手当	毒物・劇物を使用し事務に従事したとき	毒物及び劇物取締法に規定するものを使用して検査・化学分析・試験・加工・病虫害防除等の作業に従事したとき	0円	日額 500 円
劇物取扱手当				
災害応急作業手当	災害時の応急作業に従事した職員	災害時の応急処置作業及び救出作業に従事したとき	14千円	日額 500 円
高所深所検査・調査手当	高所深所で従事した職員	地上10メートル以上又は地下5メートル以上などで作業に従事したとき	0円	日額 200 円
消火及び救助活動手当	消火又は救助活動に従事した職員	火災又は救助活動のために出勤し、消火又は救助活動に従事したとき	453千円	1回 300 円
救急出勤手当	救急救命士	救急業務のために出勤し、傷病者の搬送に従事したとき	2,773千円	1回 510 円
	上記以外のもの			1回 200 円
高所作業手当	消防職員	梯子付消防ポンプ自動車等により10メートル以上の高所で救急活動等に従事したとき	308千円	日額 200 円
大型機関勤務手当	消防職員	大型の運転免許を必要とする消防自動車等の運転などに従事したとき	666千円	日額 200 円
普通機関勤務手当	消防職員	大型の運転免許を必要としない消防自動車等の運転などに従事したとき	494千円	日額 150 円
潜水作業手当	消防職員	潜水器具を着用して潜水作業又は潜水訓練に従事したとき	20千円	1時間 250 円
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員	生活保護世帯の調査、指導又は相談、身体・知的障害者の指導に従事したとき	32千円	日額 200 円
行旅病人取扱手当	行旅病人及び行旅死亡人の取扱業務に従事する職員	行旅病人及び行旅死亡人の救護又は取扱業務に従事したとき	135千円	1件 1,000 円
行旅死亡人取扱手当				1件 5,000 円
心身障害者(児)取扱業務手当	現業を行う職員以外	身体障害者福祉施設の入所等の措置業務に従事したとき	0円	1件 200 円
老人保護取扱業務手当	現業を行う職員以外	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所等の措置業務に従事したとき	0円	1件 200 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	129,568 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	248 千円
支給実績(4年度決算)	131,316 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	244 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	○子 10,000円 ○子以外の扶養親族 6,500円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同じ		61,427 千円	244,727 円
住居手当	○借家(家賃16,000円を超える場合に限る。)家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ		38,142 千円	263,042 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 全額支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円～25,710円を支給	異なる	○電車・バスを利用する場合 55,000円までは全額支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給	46,287 千円	85,876 円
管理職手当	部長級 98,000円 次長級 83,000円 課長級 74,500円 副参事 59,500円	異なる	130,300円～46,300円	80,337 千円	892,633 円
休日勤務手当		同じ		37,785 千円	203,144 円
夜間勤務手当		同じ		9,495 千円	94,944 円
宿日直手当	勤務1回につき、4,400円	同じ		1,026 千円	5,368 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	給料	月額等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市長	850,000 円	1,061,000 円 / 593,400 円
	副市長	740,000 円	885,000 円 / 547,600 円
	議長	460,000 円	737,000 円 / 372,000 円
報酬	副議長	420,000 円	653,000 円 / 294,000 円
	議員	400,000 円	591,000 円 / 266,000 円
	市長	(5年度支給割合)	
期末手当	副市長	4.50 月分 *10%の役職加算有(20%から10%の減額措置有)	
	議長	(5年度支給割合)	
	副議長	4.50 月分 *10%の役職加算有	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	在職1月当たり、給料月額100分の35	14,280 千円 任期满了時
	副市長	在職1月当たり、給料月額100分の25	8,880 千円 任期满了時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

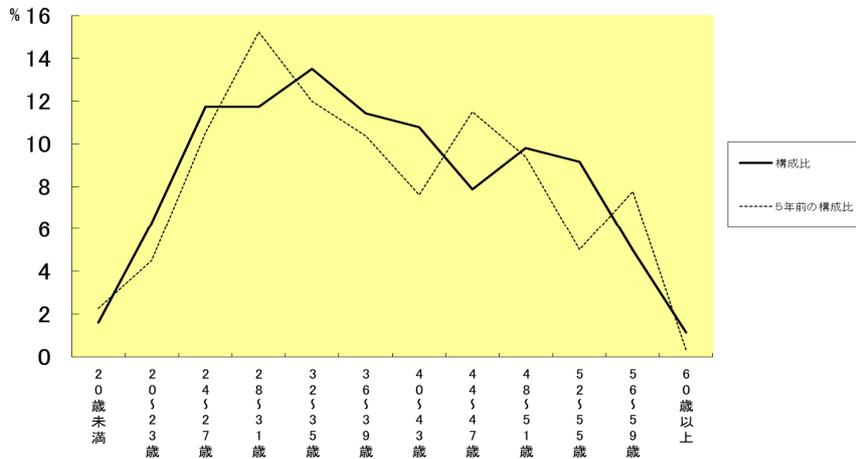
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	令和5年	令和6年			
普通会計部門	議 会	6	6	0	公民館の市長部局への移管による増 重層化支援対応に伴う増 新型コロナウイルス対応の減 欠員補充できなかったことによる減 欠員補充できなかったことによる減
	総務	108	126	18	
	税務	31	31	0	
	民生	107	109	2	
	衛生	40	38	△ 2	
	農林水産	17	16	△ 1	
一般行政部門	農 林	10	10	0	
	商 工 木	50	49	△ 1	
	計	369	385	16	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.31 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 52.13 人)
教育部門	85	68	△ 17	公民館の市長部局への移管による減員	
消防部門	120	121	1	採用人数平準化による増	
	小 計	574	574	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.94 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.53 人)
公会 営計 企業 業門 等	下水道	13	13	0	地域包括支援センターの民間委託による減
	その他	37	35	△ 2	
	小 計	50	48	△ 2	
合 計		624	622	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.2 人
		[728]	[728]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	10人	39人	73人	73人	84人	71人	67人	49人	61人	57人	31人	7人	622人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門	年 度	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政		355	355	360	367	369	385	30 (7.8%)
教 育		88	86	85	85	85	68	△ 20 (△ 29.4%)
消 防		122	117	117	118	120	121	△ 1 (△ 0.8%)
普通会計計		565	558	562	570	574	574	9 (1.6%)
公営企業等会計計		52	53	52	51	50	48	△ 4 (△ 8.3%)
総合計		617	611	614	621	624	622	5 (0.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。